



建設現場の災害をなくしましょう！

建設業における労働災害は、みなさまの積極的かつ地道な努力により長年にわたり着実に減少してきました。しかしながら、建設業における死亡災害は全産業の中で30%を超え、死傷災害は11%弱と依然として高い比率を占めています。建設現場においては、労働者の労働災害だけでなく、一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。厚生労働省では2014年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。一人親方等については、2017年から2021年の5年間で482人が亡くなっています。みなさま一人一人の努力で建設現場の災害をなくしましょう！

*このパンフレットの「一人親方等」は、一人親方（労働者を使用しないで事業を行う者）に加えて中小事業主、役員、家族従事者も含まれます。

建設業の死亡災害発生状況



※労働者数に一人親方等の数は含まれません

きょうもあしたも気をつけて
健康と安全が一番だね！！



2017～2021年の5年間で482人の一人親方等が亡くなっています

一人親方死亡災害の半数以上は建築工事で発生

建築工事

308人 64%

土木工事
61人 13%

その他の建設工事
83人 17%

分類不能
30人 6%

建築工事の内訳は…
木造家屋建築工事 120人
鉄骨・鉄筋コンクリート造
家屋建築工事 61人
その他の建築工事 127人

墜落・転落災害が6割

墜落・転落

297人 62%

はざまれ・巻き込まれ
29人 6%

崩壊・倒壊
19人 4%

激突され
19人 4%

飛来・落下
17人 3%

その他 101人 21%

発生した場所は…
屋根、はり、もや、けた、合掌 99人
足場 64人
はしご等 50人
その他 84人



作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化について

2023年4月1日から、危険有害な作業(※)を行う作業者に、作業を請け負わせる一人親方等や同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、一定の保護措置が義務付けられます。



法令改正の主な内容

- ・請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる(または請け負う人に設備の使用を許可する)等の配慮を行うこと
- ・特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- ・労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること